

鳥取県医療勤務環境改善支援センター通信 第66号



『医師の健康確保のためのルールが導入されます』

2024年4月からの勤務医への時間外労働の上限規制の適用に合わせ、勤務医の健康を確保するための2つのルールが導入されます。

医師自身が、十分な睡眠が取れず連続して勤務する時間が長くなると、疲労が蓄積し、注意力の低下などによる医療ミスのリスクが高まるため、働く医師の健康を守りながら、持続可能な地域医療体制を作っていくために、医療法によるルール化が図られたものです。

1 長時間労働医師への面接指導

時間外・休日労働が月100時間以上となることが見込まれる医師（病院、診療所に勤務する医師）に対しては、面接指導を実施することが義務とされます。

対象となる医師に対し、面接指導実施医師による面接指導を行い、医師の健康確保のため、必要に応じ管理者が就業上の措置を講じることとなります。

面接指導実施医師については、養成講習会の修了者で、管理者でないことが要件とされ、できれば直接の上司とならないような体制の整備が望ましいとされています。

面接指導については、対象医師の「勤務の状況」、「睡眠の状況」、「疲労の蓄積の状況」、「心身の状況」を確認することとされています。

必要に応じて講じる就業上の措置としては、「労働時間の短縮」、「宿直の回数の減少」、「その他適切な措置」を行うこととされています。

面接指導の実施時期は、月の時間外・休日労働時間が100時間以上となる前に行うこととされています。（時間外の上限が年960時間であるA水準が適用される医師は、疲労の蓄積が認められなければ、100時間以上となった後遅滞なく実施することも可とされています。）

この面接指導は、36協定において、1か月の時間外・休日労働が100時間以上となることが認められる要件とされていること、労働安全衛生法の規定による面接指導が行われている場合は、当該面接指導が行うことを要しないとされていること等にも、留意が必要です。

(今回の担当：医療労務管理アドバイザー 長谷川 誠 社会保険労務士)

《過去に掲載した記事は、勤改センターのホームページからも閲覧できます》

お問い合わせ・ご相談など、お気軽にご連絡ください。ご利用は無料です。

鳥取県医療勤務環境改善支援センター（略称：勤改センター）

住所：鳥取市戎町317（鳥取県医師会館内） TEL：0857-29-0060 FAX：0857-29-1578

メール：kinmukaizen-c@tottori.med.or.jp

HP：<https://www.tottori.med.or.jp/kinmukaizen-c/>

鳥取 勤務環境改善

検索